

令和8年度 地域青少年育成事業「BGレンジャー」 事業補助要領

テーマ：子どものできるをふやそう（地域ぐるみの子育て）

1. 目的

福岡県は、青少年が抱えるさまざまな課題として、「学ぶ意欲の低下」、「自尊感情の低下」、「規範意識の低下」、「体力等の低下」を挙げ、『地域の教育力向上』がこれらの課題を解決する手段の1つであると提案しました。

生涯学習課としては、「青少年に必要な体験」や「ふるさとを創っていく青少年をどう育てていくのか」などを地域の人が集まって話し合い、課題解決に向けて『体験活動を中心とした取り組み』を地域で行っていくことを推奨し、志をもって意欲的に学ぶ自主性と、自律心や思いやりの心を持つたくましい青少年の育成を目的としています。

2. 対象団体

この事業目的に賛同し、事業を推進するために新たに組織された実行委員会（営利・宗教・政治を主たる目的とした団体は除く）

3. 団体構成員

- (1) 地域内（隣組以上）在住の成人5名以上で構成すること
- (2) 構成員の中に、地域内の役員（隣組長含む）を含むこと

4. 対象事業

- (1) 地域の公民館などを中心（拠点）としながら、子どもたちの体験活動を主とした取り組みであること。（地域の子育て力が高まる事業）
- (2) 補助金終了後も、事業目的の達成に向け取り組みを継続させること。
- (3) 事業計画については、社会教育委員や教育委員会からのアドバイスを受け、より子どもの主体性・自主性を高めるものや参加対象を拡大した事業であること。

※地域で「子どものできる」を育てる“きっかけ”づくりとなる取り組みを対象とした補助です。

過去の実践例) 公民館寺子屋事業、地域マップづくり、ホテルを呼び戻そう事業、子ども防犯パトロール隊
公民館お泊り、自然体験活動等、地域行事に子どもが主体的に関わる継続的な取り組み

5. 対象とならない事業

- (1) 大人を中心とした取り組み
- (2) 子どもが受身となっている取り組み
- (3) 参加者限定で地域に広がりがみられない取り組み

※参加者を広く募集し、子どもの自主性・主体性を生かすように心がけて下さい。

6. 補助の内容

対象事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

(1) 補助金を交付する事業数は、年間（新規）2事業程度とします。

(2) 補助金の対象期間は1年とします。（事業の期間は、4月1日～翌年の3月31日まで）
なお、事業の性格や地域事情など継続することによって効果が見込まれる場合は、翌年も継続して補助を受けることができます。

※ただし、新規事業については最大で3年間補助金を受けることができます。

(3) 補助金額

	1年目	2年目	3年目（新規事業のみ）
補助金額	最高10万円	最高7万円	最高3万円

(4) この補助金の選考については、初めて申請する地域を優先させていただきます。

7. 補助対象経費

予算書作成については、補助金終了後の事業継続を見越した内容としてください。

(1) 補助金の対象となる主なもの（領収書の名前は、必ず実行委員会名とすること）

項目	内 容	記 述
報 償 費	講師謝金・指導者謝金（実行委員会及びスタッフは対象外）	
旅 費	講師・指導者の旅費（実行委員会及びスタッフは対象外）	
需 用 費	消耗品・印刷費・材料費（調理実習材料など）・ガス等使用料など	
役 務 費	郵便料・傷害保険	
使用料及び 賃借料	物品・映画フィルム等の使用料、機械・自動車・会場等の賃借料	
備品購入費	1品10,000円以上の品（消費税を含む） ※事業を始めるために必要な備品 ※補助金終了後の活動を見据えた購入にしてください。	

(2) 補助金の対象とならないもの（自主財源でお願いします）

- ・委員報酬、職員報酬、臨時職員賃金・実行委員会加盟団体の団体運営費
- ・食糧費（お弁当やお茶、お菓子など）

8. 補助の併用の禁止

本事業と、筑紫野市からの補助及び公金の併用はできません。

9. **手 続 き**

- (1) 青少年育成事業「BG レンジャー」の補助金の交付を受けようとする実行委員会は、指定された期日までに申請書(様式第1号)、事業計画書(様式1-2)、収支予算書(様式1-3)、実行委員名簿(様式1-4)を提出してください。
- (2) 社会教育委員の会において、事業の内容に関する説明を行ってください。
- (3) 交付決定通知(様式第2号)を受けた実行委員会は、補助金の請求手続きを行い、補助金の交付を受けてください。
- (4) 社会教育委員の会及び教育委員会からのアドバイスを参考にし、事業を実施してください。
- (5) 補助金の交付を受けた実行委員会は、事業終了後すみやかに実績報告書(様式第3号)、事業報告書(様式3-2)、収支決算書(様式3-3)、支出根拠の書類を提出してください。
- (6) 翌年も引き続き補助を受けようとする実行委員会は、継続用の申請書・報告書を提出してください。

10. **そ の 他**

事業の成果については、HP等に掲載させていただく場合があります。
なお、当該年度の予算状況により、補助団体数等に変更される場合があります。

11. **申 し 込 み 期 間**

第1期：**令和8年4月6日(月)～5月8日(金)**

第2期：**令和8年6月5日(金)～7月3日(金)**

第3期：**令和8年8月3日(月)～9月4日(金)**

第4期：**令和8年9月28日(月)～10月30日(金)**

＜申請・問い合わせ先＞

筑紫野市教育委員会
教育部生涯学習課 生涯学習・青少年担当

〒818-0057 筑紫野市二日市南1-9-3 (生涯学習センター内)

TEL：092-918-3535 FAX：092-923-0416

MAIL：k-gakushuu@city.chikushino.fukuoka.jp

※問合せは、平日(月～金曜日)の9～17時の間にお願いいたします。

令和8年度 BG レンジャー事業手続きの流れ

※時期等は変更になる場合があります。

項 目	時 期	内 容
申請期間	【第1期】 4月6日(月) ~5月8日(金) 【第2期】 6月5日(金) ~7月3日(金) 【第3期】 8月3日(月) ~9月4日(金) 【第4期】 9月28日(月) ~10月30日(金)	□次の4点を提出してください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ①申請書(様式第1号) ②事業計画書(様式1-2) ③収支予算書(様式1-3) ④実行委員名簿(様式1-4) </div> ※書き方等不明な点は、担当課までお気軽にご相談ください。
事業選考	【第1期】 6月初旬 【第2期】 8月初旬 【第3期】 10月初旬 【第4期】 12月初旬	□社会教育委員の会(※)にて、社会教育委員が審査し交付団体の選考を行います。
交付・不交付決定	【第1期】 6月下旬 【第2期】 8月下旬 【第3期】 10月下旬 【第4期】 12月下旬	□社会教育委員の会の推薦を受け、教育委員会が交付・決定を行います。(交付決定通知書;様式第2号) □交付決定後、 補助金請求書 を提出してください。 請求書の受理をもって、補助金の交付手続きを行います。
事業実施	事業実施日	□社会教育委員の会からのアドバイス等を参考に、子どもたちが主体となるよう、安全に気をつけて事業を実施してください。
報告書等提出	3~4月頃	□次の3点を提出してください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ①実績報告書(様式第3号) ②事業報告書(様式3-2) ③収支決算書(様式3-3) </div> ※年間の振り返り・翌年度に向けた計画も含めて報告を行ってください。
継続申請書提出 ※必要な場合	4~5月頃	□翌年度も引き続き補助を受けて事業を行う場合は、申請書(様式第1号)を提出してください。

(※) 社会教育委員の会とは、生涯学習活動を市民と行政が連携して推進されるための教育委員会の諮問機関です。行政職員ではなく、市民の方々や識者で構成されています。
 例年、6月・8月・11月・2月初旬に会議を実施しています。